

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社丸本組

業者の住所 : 宮城県石巻市恵み野3-1-2

2 指名停止の期間 : 令和3年12月22日～令和4年1月4日(2週間)

3 指名停止の措置対象地区 : 東北地区

4 事実概要

当該業者は、宮城県土木部港湾課発注の「平成27年度県債震復社整防00200-A02号雲雀野地区防潮堤(その1)工事」において、平成31年2月4日、天端の仕上げ作業を行っていたところ強風により足場が倒壊し、足場上で作業をしていた2次下請業者の作業員が落下し、死亡する事故を起こした。

この事故について、安全管理措置の不適切が認められるとして、令和3年3月1日に同社及び現場代理人が石巻労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和3年10月21日に、石巻簡易裁判所から同社が労働安全衛生法違反の罪により、現場代理人が業務上過失致死及び労働安全衛生法違反の罪により罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第1第8号(下記参照)に該当する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上2か月以内

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)